

## 議案第8号

つくばみらい市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「者」の次に「。ただし、団長が特に必要と認める場合は、この限りでない。」を加える。

第8条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員の年額報酬は、別表のとおりとする。

3 団員が次の各号に掲げる職務に従事する場合は、当該各号に定める額の出動報酬を支給する。

(1) 災害に係る職務 1日につき8,000円（ただし、5時間未満の場合は5,000円）

(2) 人命救助活動に係る職務 1日につき5,000円

(3) 警戒又は訓練に係る職務 1日につき3,000円

(4) その他の職務 1日につき3,000円

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表に掲げる職に相当する額とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月28日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

消防庁の通知により、出動報酬の新規創設及び報酬額を増額するなど、消防団員の処遇を改善するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第136号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(任用)</p> <p>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任用する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者。<u>ただし、団長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動して、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 団員の報酬は、<u>年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p>2 <u>団員の年額報酬は、別表のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>団員が次の各号に掲げる職務に従事する場合は、当該各号に定める額の出動報酬を支給する。</u></p> <p>(1) <u>災害に係る職務 1日につき8,000円(ただし、5時間未満の場合は5,000円)</u></p> <p>(2) <u>人命救助活動に係る職務 1日につき5,000円</u></p>	<p>(任用)</p> <p>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任用する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 _____</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動して、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u> _____の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 団員の報酬は、<u>別表のとおりとする。</u></p>

(3) 警戒又は訓練に係る職務 1日につき3,000円

(4) その他の職務 1日につき3,000円

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表に掲げる職に相当する額とする。

3 (略)

(費用弁償)

第13条 団員が次の各号に掲げる職務に従事する場合は、当該各号に定める額の費用弁償を支給する。

(1) 水火災その他の災害に係る職務 1回につき5,000円

(2) 人命救助活動に係る職務 1回につき5,000円

(3) 警戒又は訓練に係る職務 1回につき3,000円

(4) その他の職務 1回につき3,000円

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合の旅費は、別表に掲げる職に相当する額を支給する。

3 (略)